

工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書(案)

_____の施工に伴い、第三者に及ぼした損害の補償については、工事請負契約書第28条の規定、土木工事共通仕様書及び「損害の補償(工事特記仕様書)」に基づくものとするが、その損害の原因が通常避けることのできない理由によるものと受注者の施工上の過失的なものとが重複し、あるいは影響があった場合、その他予期しない事情により損害が発生した場合の補償の対象及び方法、補償費の負担額の決定等について、松山市公営企業局(以下「甲」という。)と受注者_____ (以下「乙」という。)の間に、次の条項により覚書を締結する。

(適用範囲)

第1条 この覚書は、土留め、排水、土工事等の施工に伴う地盤沈下、地下水の断絶、振動等に起因して発生した沿道家屋等第三者の施設その他の物件(以下これらを「施設」という。)に対する損害の補償に適用する。

(事前調査)

第2条 同項各号に規定する施設の工事施工前に行う調査(以下「事前調査」という。)は、『下水道工事に起因する被害発生予想箇所事前調査要綱』に基づき、乙が実施し、報告書を作成して甲に提出しなければならない。当事前調査費用は、甲の負担とする。

- 1) 軽量鋼矢板打込み工法、普通鋼矢板打込み工法及び鋼製ケーシング式土留工法による工事の場合、掘削底面から仰角45°内にある家屋、ブロック塀及び駐車場の舗装等の工作物
 - 2) 工事現場から半径50m内にある井戸等
 - 3) その他、甲と乙で協議により定める調査を必要とする工作物
2. 前項に規定していない施設で、乙が必要と認める場合には、請負業者賠償責任保険の保険金請求時に必要な事前調査を実施する。当事前調査費用は、乙の負担とする。

(損害発生後の調査及び報告書等)

第3条 乙は、施設に第1条に定める損害が発生し、または第三者から損害の補償請求があったときは、直ちに甲に損害発生報告書を提出し、指示を受けなければならない。

2. 乙は、事前調査をしたすべての施設に対して、工事完成日以降14日以内に損害の発生の有無について確認を行い、損害のあった施設について調査(以下「事後調査」という。)を行う。前条第1項に規定する施設の事後調査は甲の負担で行い、前条第2項に規定する施設は保険金請求時に必要な調査を乙の負担で行う。
3. 乙は、工事完成日以降14日を過ぎて損害の発生の申し出があった場合または事前調査をしていない施設から損害の発生申し出があった場合には、自らの負担で事後調査を行う。
4. 乙は、損害の発生の有無について確認後、直ちに被害確認報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
5. 損害の状況等により応急措置が必要な場合は、甲と乙が協議し、事後調査前であっても応急措置を講じるものとする。

(補償の認定等)

第4条 甲と乙は、前条の報告書に基づき、損害の認定について協議する。

2. 甲と乙は、前項の規定により認定された施設の損害の補償について、次の事項において、その公正妥当な復旧方法を検討し、補償見積書を作成する。
 - 1) 施設の原形復旧または現状回復
 - 2) 井戸等については、原則として給水設備の設置
3. 甲と乙は、前項の補償見積書に基づき、施設の補償の費用(以下「補償費」とい

う。)について協議する。

(補償の交渉)

第5条 前条の規定により認定のあった施設の損害の補償について、当該補償をする第三者に対し、甲及び乙は協力し誠意をもって迅速な交渉にあたらなければならない。

2. 乙は、前項の交渉経過について、定期的に甲に報告しなければならない。

(補償の実施等)

第6条 前条の交渉が成立し、または内諾を得たときは、遅滞なく補償の実施について、甲と乙で協議するものとする。

2. 乙は、前項の協議に基づき、第三者の承諾を得たときは、その日から30日以内に補償を完了しなければならない。

(金銭以外による補償等)

第7条 乙は、補償費に代え、工事または代替物(以下「補償工事等」という。)による補償の要望があった場合は、甲の承諾を得なければならない。

(補償の完了)

第8条 乙は、第6条及び前条の規定による補償が完了したときは、当該補償を受ける第三者から補償完了確認書を受取りるとともに、必要により補償費清算書及び補償費支払請求書を作成し、甲に提出しなければならない。

(補償費の負担)

第9条 工事完成日以降14日以内に補償の認定を受けた第2条第1項に規定する施設の補償費または補償工事費等の費用は、請負業者賠償責任保険により填補された場合はその部分を除き、請負額(請負額が変更されたときは、変更後の請負額)の1.2%に相当する額を乙が負担し、それを越える額の1/2ずつを甲と乙で負担する。ただし、甲が特別の理由があると認める場合は、請負額の1.2%を越える額について、その負担割合を甲と乙で協議して決定する。

2. 前項以外の補償費または補償工事費等の費用は、請負業者賠償責任保険により填補された場合はその部分を除き、乙の負担とする。

3. 乙が善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより損害が発生した場合の補償費または補償工事費等の費用は、乙の負担とする。

(公共施設等に係る損害の補償)

第10条 公共施設等に係る損害の補償の対象及び方法、補償費の決定等については、各条項に準じ、別途甲と乙で協議して決定する。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この覚書に定めのない事項または各条項に疑義が生じたときは、甲と乙で協議して定める。

この覚書の締結を証するために、本書2通を作成し、甲、乙が記入押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 松山市二番町四丁目4番地6
松山市公営企業管理者 大町 一郎

乙 _____
